

令和3年8月20日

雇用主の皆様へ

横浜市こども青少年局長 吉川 直友

緊急事態宣言中の保育所等の対応について（依頼）

令和3年8月17日付で政府による「緊急事態宣言」が延長され、対象期間は令和3年9月12日までとされました。保育所等の対応については、国や神奈川県の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、市内の保育所等は原則開所いたします。

一方で、新型コロナウイルスの感染が急拡大している中で、市内でも新規感染者が急増しており、市内の保育所等における新型コロナウイルスの感染による休園数も急増傾向にあるため、これまで以上の感染防止対策が必要な状況です。

これを踏まえ、本市では、令和3年8月20日から令和3年9月12日（緊急事態宣言期間終了）まで、ご家庭での保育が可能な場合においては、保護者の皆様へ保育所等をお休みしていただくことをお願いいたしました。

保護者の皆様には、仕事を休むことが可能な場合など、ご家庭で保育ができる環境にある場合に保育所をお休みいただき、必要最小限での利用をお願いしています。

また、子どもに、発熱に限らず、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられる場合には、保育園をお休みするよう、保護者に改めてお願いしております。保護者である従業員の方が休暇取得を希望された場合には、特段の御配慮をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の向けた取組が長期化する中、雇用主の皆様におかれましても、様々な取組にご尽力いただいているところではありますが、保育所等に通うお子さんがいらっしゃる従業員の皆様については、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務など、可能な範囲で、御配慮いただくよう、御理解、御協力をお願いいたします。

問い合わせ先：

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

電話：045-671-3564